

J R 東海 労 ニュース

No.1694

2012年5月28日

J R 東海 労働組合

高齢者雇用安定法を悪用した雇用差別・不当労働行為を許さないぞ！
60歳以降の再雇用基準撤廃を求め厚生労働省へ署名提出！
個人署名39,542筆・団体署名878筆



厚生労働省・職業安定局・高齢者雇用対策課調査官に署名を添え要請書を手渡す！

5月28日、私たちJ R 東海労は、J R 総連・萩原副委員長と共に厚生労働省を訪れ、60歳以降の再雇用条件撤廃を求め、J R 総連の仲間の協力と全組合員が一丸となって取り組んできた署名（個人・団体）を提出すると共に、改めて再雇用を希望する全ての者が、60歳以降も安心して働けるための法制化を実現するよう強く要請してきました。

また、J R 東海が定めている「49歳からの10年間に懲戒処分3回、ボーナスカット5回を受けた者は再雇用の対象外にする」という再雇用基準により、既に再雇用されないことが決定してしまった組合員の救済及び会社が恣意的な判断でボーナスカットを繰り返す、再雇用基準を悪用してJ R 東海労組合員を狙い撃ちにして再雇用差別を行っている実態を報告し、法律を悪用し不当労働行為を繰り返す会社を指導するよう要請してきました。

すでに、今第180通常国会に「高齢者雇用安定法改正」（案）が提出され審議される運びとなっています。しかし、その法案の中に、企業が再雇用するにあたって、年金支給開始年齢に達した時点で、再雇用基準を設けて対象外にすることが可能となる「経過措置」が盛り込まれています。このまま法律案が通った場合、会社は、この「経過措置」を盾にJ R 東海労組合員の不採用・再雇用打ち切りなどを繰り返すことが予想されます。従って、「経過措置」の運用で会社が悪用できないような縛りをかけなければなりません。そのことが不当労働行為・ボーナスカットに反撃する闘いにも繋がります。今回の要請を、国会審議に反映するよう、国会議員などへも引き続き要請する取り組みを強化します。

